

障がい者相談支援体制が変わります

令和 8 年 4 月 1 日から障がい者等の相談窓口が、「障がい者相談支援センター」と「基幹相談支援センター」の 2 つになります。

相談先が分からない場合は、まずは、「障がい者相談支援センター」へ。

日常的な困りごとや福祉サービスの利用など、どんなことでもお気軽にご相談ください。

より専門的な支援が必要な場合は、「基幹相談支援センター」へ。

日常的な困りごと相談はもちろん、より専門的な支援を行います。直接相談することもできます。

まずはこちらへ相談！

「障がい者相談支援センター」

障がいのある方やそのご家族からの日常的な相談に応じ、必要な情報提供

や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

- ・ 障がい者相談支援に関すること
- ・ 就労相談・就労支援に関すること
- ・ 障がい者虐待防止センター

所在地: 【市役所障がい福祉課内】

電話: 【0123-33-3131 内線1215】

FAX: 【0123-33-1155】

より専門的な相談は…

「基幹相談支援センター」

地域の相談支援の中核的な役割を担うセンターです。障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援を行います。

- ・ 障がい者相談支援に関すること
- ・ 関係機関との連携・調整
- ・ 住宅入居等支援事業
- ・ 障がい者虐待防止センター
- ・ 地域移行・地域定着の促進の取り組み

受託事業者: 医療法人盟侑会

所在地: 【恵庭市西島松570番地 島松病院敷地内あすなろ 101号室】

電話: 【0123-25-8666】

FAX: 【0123-25-8699】